東京、昭 48 不 25、昭 49. 3 . 19

命　　令　　書

申 立 人　ジューキミシン労働組合

被申立人　東京重機工業株式会社

主　　文

1　被申立人会社は、申立人組合との賃金改訂、年間一時金などに関する団体交渉にあたり　回答の時期・内容、団体交渉の開催時期・内容について、実質的に会社内の他組合との団体交渉の進展状況に依存させることなく、誠意をもって団体交渉をしなければならない。

2　被申立人会社は、すみやかに、下記の文書の内容を縦１メートル、横２メートルの大きさの白紙に楷書で明瞭に墨書し、被申立人会社の本社工場の掲示板に掲示し、これを 10 日間存置しなければなない。

記

当社は、貴組合との賃金改訂、年間一時金などに関する昭和 47 年および 48 年の団体交渉において、回答の時期・内容、団体交渉の開催時期・内容について、会社内の他組合との団体交渉の進展状況に実質的に依存させ、貴組合との団体交渉に誠意を欠いていたと、東京都地方労働委員会において、認定されました。

今後このような不当労働行為を繰り返さないよう留意いたします。

昭和　年　月　日

東京重機工業株式会社

代表取締役　B

ジューキミシン労働組合

執行委員長　A_1　殿

（注　年月日は、掲示した日を記載すること。）

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者等

⑴　申立人ジューキミシン労働組合（以下「組合」という）は、被申立人会社の従業員をもって、昭和 21 年２月 16 日結成された労働組合で、現在の組合員数は 28 名である。なお、昭和 43 年、組合分裂時の組合員数は約 1,150 名であった。

⑵　被申立人東京重機工業株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社および本社工場を、栃木県に大田原工場を置き、東京をはじめ、全国主要都市に営業所および出張所をもち、従業員約 3,900 名を雇用し、各種ミシン、電子機器、編機、家庭電気製品等の製造販売を業としている会社である。

⑶　なお、会社の従業員の一部が、昭和 43 年４月 28 日に組織した全日本労働総同盟全国金属産業労働組合同盟東京地方金属東京重機支部（その後、昭和 47 年 10 月１日に、東京重機支部を東京重機労働組合と名称変更、以下「同盟組合」という）があり、その組合員数は、現在約 1,500 名である。

２　昭和 46 年７月 10 日付「覚書」の成立経過

⑴　組合は、昭和 43 年３月 11 日、「賃上げ 8,100 円及び夏期一時金３ヵ月」を要求する要求書を提出し、これに対して会社は、４月１日、査定幅の拡大、生産性向上のための諸施策への協力等の条件を付して 5,000 円の賃上げを回答した。そして 12 日、15 日、20 日と団交がもたれたが、進展はなかった。組合は、事態打開のため、22 日これまでになく長時間の全面 60 時間ストを行ない、25 日からは、製造部門の主体である工業用ミシンの組立と電子計算機周辺機器組立部門で無期限ストを行なった。28 日に至り、かねてから組合の方針に批判的であった一部組合員が、同盟組合を結成した。

（結成参加者は260名であったが、その後日毎に漸増し、５月９日581名に達し組織労働者の過半数となり、21日には761名となった。）会社は、翌４月29日、同盟組合との間に第１回団交を行ない、さらに５月２日、６日の両日、組合および同盟組合とそれぞれ団交をもち、さらに、７日にも組合と団交を行なった。そして会社は、同盟組合とは９日調印したが、組合とは同日、11日、17日と団交を重ね、20日に至って、同盟組合と同じ内容で調印した。

⑵　昭和44年春闘で組合は、３月５日賃上げ10,040円他８項目の要求を、同盟組合は15日春闘要求を行なったのに対し、会社は28日、組合および同盟組合に対し、5,510円を回答し、さらに４月８日、生産性向上に協力することを条件に、6,310 円を両組合に回答した。そして同月15日の組合との団交において、会社は、この800円の上積みは、生産性向上に協力することを前提としているので協力姿勢を打出してもらいたいと要望したが、組合はこの要望に反対したため、会社は、上積み分800円を撤回した。その後17日の団交で、会社は「労働組合が２つあり、一方が大多数を占める実態の中で、同一問題を処理する場合の進め方を並行して交渉することは、実質的に意味がないので、先ず大多数を占める新労と協議し、これをまとめ、しかる後、貴組合と交渉するのが至当と考えます。依って新労と協議が終り次第貴組合と団交に応じます」と回答し、組合はこれに対し抗議したが、会社は回答どおりの方式で賃金交渉を進めた。そして会社は、同盟組合と、21 日、22 日、23 日と３日間交渉を行ない、実質的合意に達したため（４月 29 日調印)、25 日から組合との交渉に入り、同日の交渉で、付帯条項の生産性向上問題についても意見が一致し、これを文書化することについて、29日、５月７日、15日と団交が行なわれ、19日その文書化が終り、27日調印した。

⑶　昭和45年の春闘では、組合は、３月11日要求書を提出し、会社は24日「まず、大多数組合と交渉し、これをまとめてから、貴組合との具体的交渉に入りたい」と回答した。そして会社は、同盟組合と４月 13 日以降３回の団交を行なったうえ、21 日実質的合意に達し、28日調印した。

一方組合とは、1日、７日、22日と団交を行なったが、組合は、同盟組合との調印

が行なわれた翌 29 日、会社に対して、全てにわたる交渉日程、回答内容が後まわしにされることは認められない、物理的な時間のズレを除いては並行して交渉せよ、と抗議して団交を申し入れ、５月２日の団交で、会社は、同盟組合と同一金額の回答を行なったが、妥結の条件として、生産性向上問題等を内容とする確認書の提出を求めた。これに対し、組合は、４月 29 日付抗議の内容を強調しつつも６日付確認書を提出し、ついで 19 日春闘要求について妥結調印した。

⑷　昭和 46 年の春闘では、組合は、３月 10 日要求書を提出し、４月５日、８日団交が行なわれたが、13 日、会社は、要求に応じられないと回答すると共に「交渉の進め方について同盟組合が従業員の約 97%の大多数を占めているので、まずこれと交渉し、一応の見通しを得た上で、貴組合と交渉したい」と主張した。会社は、同日、同盟組合に対し、9,350 円を回答し、16 日の組合との団交で、この旨を報告した。さらに会社は、21 日、同盟組合に 10,300 円の回答をし（同盟組合とは５月８日この金額で調印した。）29 日の組合との団交でこの旨を報告した。組合は、同月 30 日朝、会社通用門で「不当労働行為の現行犯……」と記載したビラを多数配布したことについて会社から抗議を受け、「現行犯」という表現は適切でなかったとして、５月７日謝罪と訂正を行ない一応落着した。また、その後間もなく、組合は、ビラ、掲示板等を通じ「会社は団交を拒否している……」という宣伝活動を行なったため、10 日、会社は、事実に反しているとして組合に抗議した。そして 12 日と 26 日この問題で交渉したが、双方対立したままであった。組合は、すでに同盟組合は、妥結して差額が支払われており差別が生じていると会社を追求したが、会社は「同盟組合とまず交渉し妥結することが最も公正、円滑、早急に処理できる方式である。」、「前記団交拒否ビラ事件の会社の抗議の解決後に賃金交渉に入る。」と主張して賃金交渉は進展しなかった。６月４日の団交でも依然対立が続いたままであったため、会社は、今後の賃金交渉の進め方について文書協定化が望ましいと組合に提案した。この提案にもとづき組合は 14 日、会社は 15 日、それぞれの案を提出し、互いに検討したが依然まとまらず、23 日の団交で、組合は会社の最終回答 10,300 円については、実質的に同意したものの、会社の主

張する交渉の進め方は従来のままとの付帯条件には応じ難いと主張し、結局、「交渉の進め方」についても文書化して「覚書」を賃金交渉とは別に締結することになった。

７月３日の団交で、労使双方から「覚書」の案文が提出された。すなわち会社案は「交渉は並行して行なうが、組合が２つある以上遅れることも止むを得ないものとする」というものであったが、組合は、「会社は組合との交渉の進め方については、同盟組合と並行して行なう、但し双方の都合で時間のズレは発生することもあり得ることを認める。」との組合案を提示し、これは物理的な時間のズレが発生し得ることを認めるものである、と主張した。９日の団交で、会社は、前記の案を「並行して行なう、しかし組合が２つある以上、遅れることはある」と改め、交渉の結果、会社と組合とはこの会社案の末尾の文言を、「遅れもあり得る」と修正して合意に達した。翌 10 日、会社より合意事項の一部訂正の申し入れがあり、双方協議の上「今後賃金改訂などに関する交渉の進め方として、２つの組合があるため並行して行なう、しかし都合により遅れることもある」という表現で「覚書」を締結した。

３　昭和 47 年春闘における交渉経過

昭和 47 年春闘においては、前記「覚書」にもとづいて団交が行なわれたが、会社が組合および同盟組合と行なった交渉経過の概要を対比すると、次のとおりである。

月日	組　　合	同　盟　組　合
3. 21	要求書提出（賃上げ17,630円一時金6ヵ月）	要求書提出（賃上げ12,500円一時金5.5ヵ月）
24	第1回団交，要求趣旨説明	
31	会社は要求に応じられない，同盟組合と交渉し，一応の見通しを得て回答する旨通告	会社は4月10日に団交延期を回答，組合は4月3日まで回答要求
4. 1	第2回団交，組合不当回答と追求，会社前記態度に変わりはないと回答	
10	会社は明11日団交開催を回答	賃上げ8,000円一時金5ヵ月を回答
11	第3回団交，組合は具体的回答の明示と覚書厳守を要求，会社は「回答は3月31日示してある」と主張	
15	第4回団交，組合は差別をやめ具体的回答を要求，会社は従来通りの態度と回答	
21	第5回団交，組合は都労委に団交促進の斡旋申請したいと言明，会社は了承	スト権確立（大会）
24	スト権確立（大会）都労委斡旋申請	第3回団交，徹夜交渉の結果，9,000円回答
28		9,700円回答，組合妥結方針提示
5. 4	第6回団交，会社は自主団交を主張し都労委の斡旋団交拒否，会社は同盟組合の確答を得てない段階では回答できない，と主張	
18	第7回団交，会社は「一応の見通しを得た」として9,700円回答	大会，妥結決定
19		調印9,700円年間5ヵ月
5. 22	第8回団交，会社は「自主交渉で解決したい，斡旋を取り下げてもらいたい」と申し入れ，組合は回答が出ているので取り下げ可能と回答	
31	調印9,700円年間5ヵ月	

4　昭和48年春闘における交渉経過

⑴　本件申立てに至るまでの間において、会社が組合および同盟組合と行なった交渉経過の概要は、次のとおりである。

月日	組　　合	同　盟　組　合
3. 14	要求書提出（賃上げ32,062円一時金年間6ヵ月，労働時間短縮他10項目）	
15		要求書提出（賃上げ15,350円一時金年間5.5ヵ月）
24	組合員 A_2 に対し，職制又は親族などを通じ組合脱退を勧奨し，組合運営に支配介入したとして抗議（本件は都労委昭和48年不第29号事件として申立て。）	
29	第1回団交，要求について，会社は「読めばわかる」と組合説明を省略	
31	会社は，「要求には応じられない」今後の交渉については大多数組合と交渉していくので暫時待たれ度」と回答	賃上げ12,000円年間5.3ヵ月分を労使協議会にて回答
4. 5	第2回団交，具体的回答要求，会社は時間が無いとして団交打切	
6	闘争体制通告，公開質問状（基本給格差新設問題）を提出	第3回労使協議会，交渉するも進展なし
7	本件申立て	

⑵ なお、ちなみに本件申立て後、会社が、組合および同盟組合との間で行なった交渉経過の概要を対比すると、次のとおりである。

月日	組　　合	同　盟　組　合
4. 9		第4回労使協議会，進展なし，次回より団交に切替
11	具体的回答要求書提出	
12	会社回答「近日中に会社の態度を表明する」	第1回団交，会社検討を約束
16	会社回答「賃上げ12,000円一時金年間5.3ヵ月分」	第2回団交（4/16～4/17）賃上げ13,000円に引上げ，さらに上積み検討を約す

月日	組　　合	同　盟　組　合
4. 18	差別回答に抗議，即時団交申し入れ	
19	第３回団交「会社回答13,000円に増額」	
23	総額不満，配分内容不明に抗議，団交申し入れ	組合大会，スト権確立，第３回団交（4/23～4/24）
24	会社は同盟組合と団交継続中につき団交日時は追而連絡と回答，組合スト通告	第４回団交，賃上げ13,300円年間一時金5.5ヵ月回答
25	時限スト，抗議文提出	第５回団交，賃上げ14,500円回答
27	第４回団交，会社はスト理由につき抗議するとともに「退職金等の諸要求が常軌を逸しており，このような姿勢に立つ限り賃金問題は話し合えない」と主張，組合は「賃上げと同時解決はしなくともよい」としたため，会社賃金の検討を約す	14,500円一時金年間5.5ヵ月職場討議（妥結について）
5. 8	第５回団交，会社は５月７日付組合のビラの内容に「賃金問題と諸要求を切離す，との記載がないのは組合が交渉できる姿勢に立っていない」として団交打切	
9	抗議集会，抗議文提出	
12	一時間の時限スト通告	
14	時限スト決行	
16		妥結大会，妥結決定，調印
21	第６回団交，会社は「５月17日付回答要求書記載の“差別団交を改め”の部分を撤回しなければ回答しない」と主張，組合は「一貫して差別回答を改めよと主張してきたことがなくならない限り文言の撤回はできない」と主張，対立のまま団交打切	
25		賃上げ分の差額支給
28	第７回団交，賃上げ14,500円一時	

月日	組　　合	同　盟　組　合
	金年間5.5ヵ月を口頭で回答，組合は，配分内容が不明であるため諾否の検討はできないと主張，会社は翌29日に配分内容も含めての文書回答を約す	
5. 29	会社回答，会社は同時に組合に対し確認書「1.組合は要求（総額および配分）を固執しない，2.組合は生産性の向上に前向きに取り組む」の提出を要求	
6. 1	第8回団交，組合は確認書提出拒否	
8	第9回団交	
11	第10回団交	
13	5月28日会社回答の内容で調印	
20	本件救済内容を変更する準備書面を提出	
22	賃上げ分差額支給	

第２　判断

１　却下を求める会社の主張について

会社は、つぎの理由によって、本件申立ては却下すべきであると主張する。

⑴　組合は、当初は昭和 48 年３月 14 日付要求にかかる賃金改訂、年間一時金などに関する団体交渉のみを、本件救済申立ての対象としていたが、同年６月 20 日に至って、昭和 43 年乃至 48 年の各年の賃金、一時金等に関する団体交渉のすべてを対象とする旨主張し、救済申立ての対象を一挙に拡大したものでこのような拡張は、救済申立て事件としての同一性の基礎を失わしめるもので、あらためて救済申立てをしない限り、審査の対象となりえない。

⑵　救済申立ての対象の拡張部分（43 年乃至 47 年）については、除斥期間を徒過しており、しかも変更後の救済内容は、昭和 43 年乃至 47 年と 48 年の団交事項とを一体不可分のものとして、その対象としている以上、全体を一括して除斥期間が徒過していると解するの外ないと主張する。

しかし本件申立ては、昭和 48 年４月７日になされており、当委員会は、その１年以前たる昭和 47 年４月７日以降の会社の行為すなわち会社が昭和 47 年および 48 年の春闘要求に関する団体交渉に臨んだ態度について、不当労働行為の存否を判断することができ、春闘要求に関する団体交渉は、例年行なわれるものであっても、43 年乃至 48 年の団体交渉を一体不可分のものではなく、47 年、48 年のみを審査の対象とすることに何らの支障はないのみならず、組合が、後に申立てを拡張したからといって本来の申立ての基礎が失われたということはできないから、会社の主張は採用できない。

２　当事者の主張

⑴　申立人組合は、会社が昭和 47 年、48 年の組合からの春闘要求について、同盟組合と回答の時期・内容、団交の開催時期・内容において差別したことは、組合の弱体化および組織の壊滅を企図した支配介入であると主張する。

⑵　会社は、企業内に労働組合が２つあり、その１つが圧倒的大多数を占める実態の中にあっての交渉方式として最も公平、円滑且つ早急にまとめてゆける方法を行なってきたものであり、しかも「覚書」調印後は、同盟組合先行の交渉を行なうけれども、一定の交渉後は、両組合並行して交渉しており、同時に妥結しないのは、両組合の交渉内容の違いによるものであって、交渉方式に由来するものではないから本件申立ては棄却されるべきであると主張する。

３　当事者の主張に対する判断

⑴　会社内に２つ以上の組合が併存する場合に、つねに同時に団交を行なうことは、物理的に不可能であるから、その間に、ときに先後の生ずることはやむをえないのみならず、それらの２つ以上の組合間に組織人員の差があるときは、使用者がまず多数を占める組合との間に妥結をはかりたいと考えることも無理からぬところである。しかし、そのような場合であっても、少数組合との団交に当って回答の時期・内容、団交の開催時期・内容などの点について誠意を欠き、使用者のよしとする組合を優遇し、使用者の非とする組合を冷遇することは許されない。

⑵　そこで、昭和 47 年および 48 年における会社と申立人組合との間における団交につ

いてみると、47 年においては、会社は、同盟組合がその組合大会で賃上げ 9,700 円、一時金年間５ヵ月で妥結を決定した５月 18 日、申立人組合との第７回団交において、「一応の見通しを得た」として、はじめて同盟組合の妥結額と同額の金額回答をしている。つぎに、48 年においては、会社は、４月 16 日申立人組合に対し、同盟組合に３月 31 日に行なったと同じ内容の賃上げ 12,000 円、一時金年間 5.3 ヵ月分という金額回答をはじめて行なっている。そして、この回答当日から行なわれた同盟組合との団交においては、13,000 円の賃上げを回答するとともに、さらにこれに上積みすることの検討を約しながら、申立人組合に対しては、19 日に 13,000 円に増額する旨を回答したにとどまっている。また、会社は 25 日には同盟組合に対して、賃上げ 14,500 円、一時金年間 5.5 ヵ月の回答を行ない、５月 16 日この回答額で同盟組合と妥結調印し、25 日に賃上げ分の差額支給を行なっているが、申立人組合に対しては、28 日の第７回団交に至ってようやく同盟組合との妥結額と同一内容の回答を行ない、この回答にそって 6 月 13 日妥結調印し、22 日賃上げ分の差額支給を行なっている。

⑶　さて、会社は、昭和 47 年春闘以降の団交は、「覚書」によって、申立人組合との間で合意した交渉方式によって行なわれたものであると主張し、その合意した方式とは、同盟組合の大略の意向を把握してから申立人組合と並行して交渉するというものであり、「大略の意向把握」とは、同盟組合と妥結してからということでないことはもとより、妥結の見通しをつけてからということでもなく 相互の主張を十分述べあった時点を意味するものであるとしている。

しかしながら、先に見たような 47 年および 48 年の団交の経過からすると、47 年における申立人組合との実質的団交は、同盟組合との団交の妥結後に始められ、48 年におけるそれは、会社が、４月 16 日以前にその段階での同盟組合の大略の意向をつかんでいたことを自認しているにもかかわらず、それ以後も実質的に意味のある金額回答は行なわれておらず、実質的団交が始まったのは、同盟組合との団交が妥結した５月 25 日以降であったとみるのが相当である。

⑷　したがって、「覚書」の内容については、当事者間に争いのあるところであるが、そ

の内容が会社主張の通りであったとしても、昭和 47 年および 48 年の申立人組合との団交において、会社は、その主張通りの「覚書」方式によって交渉を行なったものとは認められない。また、申立人組合がこのような交渉が行なわれることを「覚書」において合意していたと認めることもできない。

そして会社は、㋐昭和 47 年の団交においては、４月 28 日には同盟組合との間で 9,700 円で妥結できる見通しがついていたと思われるにもかかわらず、５月４日申立人組合申請にもとづく当委員会の斡旋団交にも応ぜず、組合に金額回答をしなかったこと、㋑昭和 48 年の団交について、組合との妥結が同盟組合のそれに比して約１ヵ月遅れていることの原因は、両組合の間の交渉内容の違いによるものであるとしているけれども、３月 29 日の第１回団交において、組合の要求は「読めばわかる」として組合の説明を断わり、４月 27 日の第４回団交では、「このような姿勢に立つ限り賃金問題は話し合えない」とし、５月８日の第５回団交では「要求が現実離れしている」あるいは「要求が非常識である」と述べ、また組合のビラの内容にふれて『「賃金問題と諸要求を切離す」との記載がないのは組合が交渉できる姿勢に立っていない』からだとして団交を打切るなど、組合の要求姿勢を問題とし、要求内容に取りあわない態度を示していることからみて、両組合の間の交渉内容の違いが、組合との団交遅延の原因とは認められないこと、また㋒４月 19 日の第３回団交、27 日の第４回団交では、同盟組合に対して上積み回答をしながら、組合には上積み回答をせず、とくに、この第４回団交および５月８日の第５回団交では、組合の要求ないし要求姿勢に拘泥して賃金問題の交渉に入っていないこと、さらに㋓５月 16 日に同盟組合と妥結した後においても、組合が提出した回答要求書の文言にこだわったり、29 日の会社回答の前提として組合にとくに確認書の提出を求めていること、㋔昭和 47 年および 48 年の組合との団交において、組合との団交が、会社と同盟組合との団交の進展に影響され、そのため、組合が会社と同盟組合との交渉結果に事実上従わなければならないことになって、組合の団体交渉が不当に制約されたと認められること、などを綜合的に判断すると、会社は、昭和 47 年および 48 年の申立人組合との団交に当って、これを実質的

に同盟組合との団交の進展状況に依存させており、組合に対する回答の時期・内容、団交の開催時期・内容などの点において、誠意をもって交渉していたものとは認められない。

第３　法律上の根拠

以上の次第であるから、会社が、覚書に固執して、昭和 47 年春闘時から本件申立てに至る間に、申立人組合との団体交渉の際、回答の時期・内容、団交の開催時期内容についてとった措置は、労働組合法第７条に該当する。

よって、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和 49 年３月 19 日

東京都地方労働委員会

会長　塚　本　重　頼